

データヘルス改革推進本部について

1. 趣旨

我が国は、世界に例を見ない速さで高齢化が進行しており、現在、世界最高の26%の高齢化率は、2050年には36%に達する見込みである。こうした社会の変化を背景に、世界に先駆けて、国民皆保険を中心とするわが国の保健医療制度などの持続性を維持しながら、一人ひとりの健康寿命をどう延ばすかという未曾有の問題解決に、早急に取り組む必要がある。このためには、多角的な医療等情報を用いて、国民の視点に立って効率に有効な施策を立案し、官民一丸となって対策を実行することが不可欠である。

しかしながら、これまでの我が国の健康・医療・介護施策におけるICTの利活用は、さまざまな縦割り構造を背景に、その前提となるデータが分散し、相互につながらない形で取組が進められてきた結果、一体的に機能せず、必ずしも現場や産官学の力を引き出したり、患者・国民がメリットを実感できる形とはなっていなかった。例えば、個人の健康なときから疾病・介護段階までの保健医療データが連結されていない結果、個人自らがデータをもとにした有効な健康管理を行えなかったり、避難所における被災者の緊急医療対応での困難事例や、医療的ケアの必要な障害児等の救急搬送時の医療情報欠如による搬送受け入れ困難事例、などに見られるように、保健医療情報のより迅速な共有が求められてきた。

今後我が国が、世界に先駆けて、超高齢社会の問題解決に取り組む上では、まず、「健康・医療・介護に関する国のあるべき姿」の検討を行い、「患者・国民に真に必要なサービス」を特定する必要がある。そして、こうした理念やビジョンに基づき、膨大な健康・医療・介護のデータを整理し、徹底的に収集・分析して、これからの健康・医療・介護分野のICTの利活用が「供給者目線」から「患者、国民、利用者目線」になるよう、ICTインフラを作り変え、健康・医療・介護施策のパラダイムシフトを実現していかなければならない。

まずは、現在、膨大な健康・医療・介護情報が眠っている審査支払機関を「業務集団」から「頭脳集団」に改革し、ビッグデータのプラットフォームを構築する必要がある。その上で、健康・医療・介護のビッグデータの分析により、保険者がガバナンスの利いた主体的な保険運営が図れるよう保険者機能を強化し、実効的なデータヘルスの推進を図ることで、国民が身近な環境で予防・健康管理・重症化予防に向けた効果的なサポートを受けられる環境を整備していく。

同時に、予防医療の促進や生活習慣病対策、新たな治療法の開発や創薬、医療経済の適正化、介護負担の軽減や介護環境整備の推進における問題解決の分析や政策立案、実施を効率的に行うために、自治体、保険者や医療機関などが保有する健康・医療・介護データを有機的に連結し、柔軟性があり、機能する情報システムを整備する必要がある。こうしたことにより、個々人に最適な健康管理・診療・ケアも実現可能となる。

かかるシステム構築は、我が国の IT 史上でもまれに見る大規模なシステム環境整備であることに鑑み、そのシステム設計は、官民の壁を超え、また、特定ベンダー等に偏らない、開かれたものとする必要がある。さらに、後述する利活用目的ごとに設置するワーキンググループにおける『利活用分野ごとに必要となる標準化や技術事項』は、できるだけ多くの方々に、システム化について共に検討頂くため、策定後、原則速やかに公開するとともに、今後はデータが分散し、相互につながらないといった問題を生じさせないためのルールづくりも併せて検討しなければならない。

これらを着実に実現し、世界で初めてとなる、大規模な健康・医療・介護の分野を有機的に連結した ICT インフラを 2020 年度から本格稼働させるべく、上記の具体策の検討を加速化するため、厚生労働省内に「データヘルス改革推進本部」（以下「改革推進本部」という。）を設置し、部局横断的に幅広く検討を行う。

2. 体制

(1) データヘルス改革推進本部

厚生労働大臣の下に、以下の体制をデータヘルス改革推進本部として構成する。データヘルス改革推進本部の庶務は関係部局の協力を得て、保険局医療介護連携政策課及び政策統括官（統計・情報政策担当）情報化担当参事官室において処理する。

本部長： 厚生労働大臣
顧問： 厚生労働省顧問（葛西重雄）
本部長代行： 事務次官
本部長代理： 技術・国際保健総括審議官
本部員： 医政局長
健康局長
医薬・生活衛生局長
労働基準局安全衛生部長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老健局長
保険局長
政策統括官（総合政策担当）
政策統括官（統計・情報政策担当）
大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）
大臣官房審議官（医政、精神保健医療、災害対策、医薬品等産業振興担当）
大臣官房審議官（健康、生活衛生担当）
大臣官房審議官（医薬担当）
大臣官房審議官（老健、障害保健福祉担当）
事務局長： 保険局長（※本部員と兼務）
事務局長代行： 大臣官房審議官（医療介護連携担当）
保険局医療介護連携政策課長
政策統括官（統計・情報政策担当）情報化担当参事官室長

(2) ワーキンググループ

改革推進本部の下に「①予防・健康データWG」「②医療データWG」「③介護データWG」「④ビッグデータ連携・整備WG」を置く。

これらのWGの事務局は、データヘルス改革全体の議論を推進してきた保険局が責任を持って進捗管理等を担うことによって全体の整合性を図り、それぞれ担務に応じた局を副担当とする（詳細は別紙）。

各ワーキンググループにおける議論の進捗等は、事務局長及び事務局長代行が管理するとともに、改革推進本部に随時報告する。

各ワーキンググループの構成

名称	担当審議官 (◎は主担当、○は副担当)	関係部局 (◎は主担当事務局、○は副担当事務局)
① 予防・健康データ WG	◎大臣官房審議官（医療介護連携担当） ○大臣官房審議官（健康、生活衛生担当）	○健康局 ・労働基準局安全衛生部 ・雇用均等・児童家庭局 ・社会・援護局 ◎保険局
② 医療データ WG	◎大臣官房審議官（医療介護連携担当） ○大臣官房審議官（医政、精神保健医療、災害対策、医薬品等産業振興担当）	・大臣官房厚生科学課 ○医政局 ・医薬・生活衛生局 ・障害保健福祉部 ◎保険局 ・政策統括官（統計・情報政策担当）
③ 介護データ WG	◎大臣官房審議官（医療介護連携担当） ○大臣官房審議官（老健、障害保健福祉担当）	○老健局 ◎保険局
④ ビッグデータ連携・整備 WG	◎大臣官房審議官（医療介護連携担当） ○大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）	○大臣官房厚生科学課 ・医政局 ・健康局 ・医薬・生活衛生局 ・老健局 ◎保険局 ・政策統括官（統計・情報政策担当）